

3. 特別支援学校等卒業生の日中活動サービスの利用について

(1) サービス利用開始時期と利用手順について

日中活動サービスの利用開始時期は、卒業式の翌日以降となります。ただし、卒業式の翌日時点で18歳未満の障がい児については、原則18歳の誕生日以降の支給決定とします。また、18歳未満の障がい児が18歳の誕生日よりも前に、サービスの支給決定を希望する場合は、児童相談所または精神保健福祉センターの意見等に基づき手続きを行います。

(2) 卒業後の就労継続支援B型利用について

支援学校高等部または高等学校卒業後の進路として、就労継続支援B型利用を希望する場合、就労移行支援事業所で就労継続支援B型利用のための職業能力等の評価(アセスメント)を受ける必要があります。

従前より、国の支給決定方針として、就労継続支援B型事業所を利用する場合は「就労移行支援事業所を利用した結果、就労継続支援B型利用が適当と判断された者」が対象とされていましたが、平成25年3月までは経過措置として、アセスメントを経ずに就労継続支援B型を利用することができていました。

この経過措置の終了に伴い、卒業後の進路として就労継続支援B型利用を希望する場合は、以下の方法により支給決定します。

→ 選択肢① 卒業後にまず「就労移行支援事業所」を利用する

※「就労移行支援」は、支給決定後2か月間は「暫定支給決定」期間であり、この期間内に、一般就労を目指して就労移行支援事業をこのまま利用するか、他のサービスに移行するかのアセスメントを行います。卒業後にまず「就労移行支援事業所」を利用し、その後、アセスメント結果をもって就労継続支援B型にサービス変更をします。

→ 選択肢② 在学中に「就労移行支援事業所」を利用する

※学校在学中に「就労移行支援事業所」でアセスメントを受けた結果、就労継続支援B型の利用が最適であることの評価が出た場合には、就労継続支援B型利用のための支給決定をします。

(3) 就労継続支援B型利用のための評価（アセスメント）の実施について

アセスメントの実施場所	就労移行支援事業所
アセスメントのためのサービス決定について	<p>アセスメント期間中は「就労移行支援」を支給決定します。なお、「就労移行支援」は18歳以上の「障がい者」を対象とするサービスになりますので、18歳未満の障がい児が利用申請する場合は、児童相談所等の意見書が必要となります。</p> <p>*「アセスメントのための就労移行支援サービス利用」は、アセスメントのための一時的なものであるため、他のサービス利用には影響を与えません。18歳未満の障がい児が「障がい者」として「就労移行支援」の決定を受けた場合も、既に利用中の「障がい児」を対象としたサービスは継続して同条件で利用可能です。</p>
アセスメントの実施期間	就労移行支援事業所でのアセスメントは、10日～1か月を基本とし、必要期間を就労移行支援事業所と指定特定・障害児相談支援事業所の協議により設定します。
アセスメントの実施時期	<p>支援学校高等部・高等学校卒業前（最終学年）の4月～1月までの間、随時実施します。</p> <p>*アセスメントは1月末までに終了する見込みのあるものについて支給決定します。</p>
指定特定・障害児相談支援事業所の役割	アセスメント希望者からの相談を受けて就労移行支援事業所と調整を行い、アセスメント実施のためのサービス等利用計画を作成します。また、アセスメント終了後、就労移行支援事業所はアセスメント結果の交付をし、これを基に、アセスメント希望者に卒業後の最適なサービスを提案します。
アセスメントの結果シートの様式について	<p>様式は任意としていますが、アセスメント対象者の氏名とアセスメント実施期間・場所・実施内容の他、以下の観察必須項目9項目と所感を必ず記載してください。（様式集29～30ページ参照）</p> <p>【観察必須項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体力 ・作業中の持続力 ・作業時間と休憩時間の区別 ・作業の集中力の維持 ・作業の正確性 ・作業の自己統制力 ・遅刻・欠勤・無断欠勤等の有無 ・作業や日常生活の安定性 ・欠勤・遅刻時の連絡体制の確立

(4) アセスメントの利用手順について

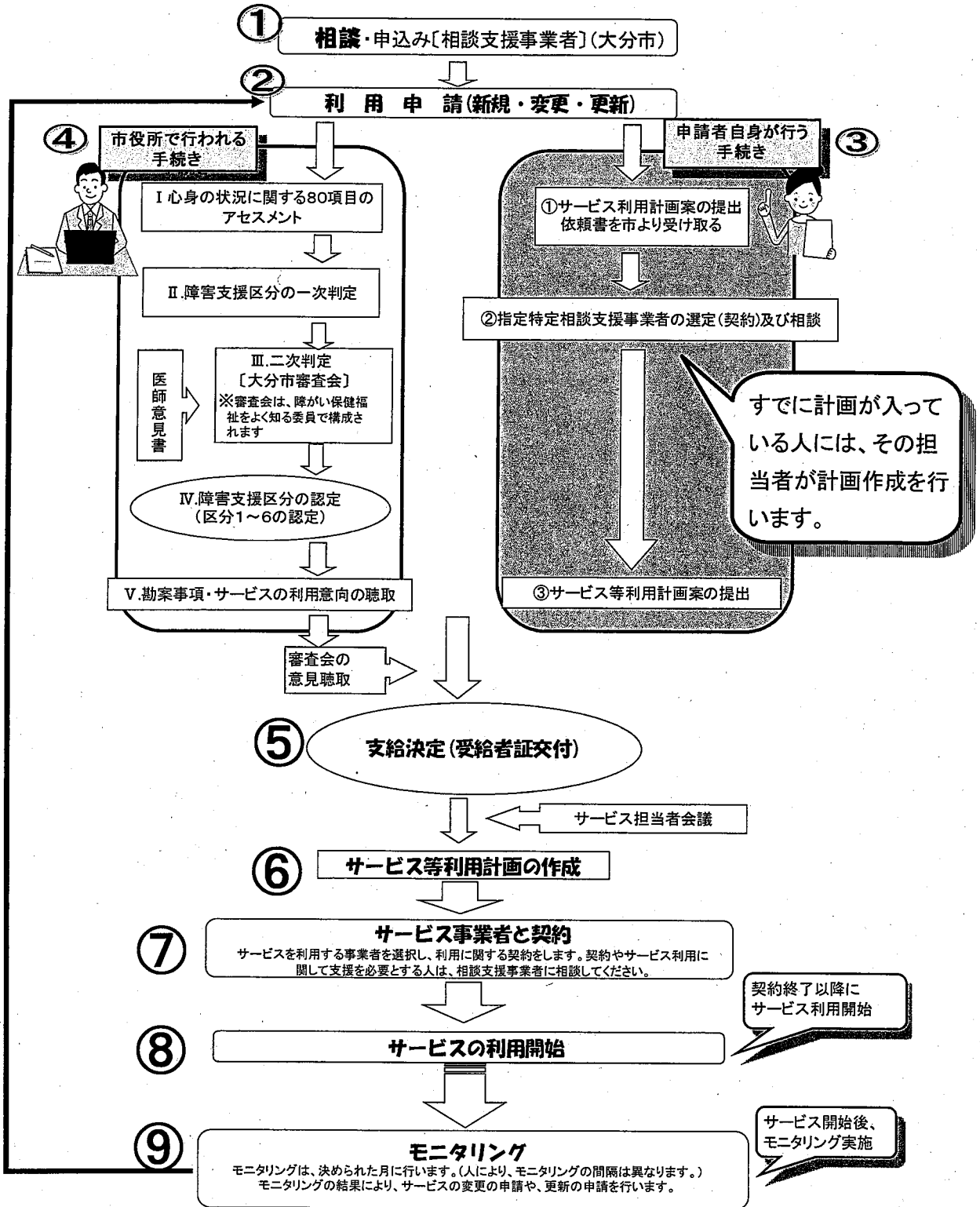
利用する障害福祉サービスの種類	利用手続きの方法
<p>・就労移行支援 (就労面の評価のための利用)</p> <p>* <u>学校在学中に就労移行支援事業所で職業能力等の評価(アセスメント)を受けた結果、就労継続支援B型利用が最適であるとの評価が出た場合には、卒業後の日中活動として就労継続支援B型を支給決定します。</u></p>	<p>利用手順</p> <p>* サービス利用開始までの所要期間…約2か月～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大分市に職業能力等の評価(アセスメント)を受けるための申請をする。 2 大分市が就労移行支援事業所利用のためのサービス等利用計画案作成依頼書を申請者に交付する。 3 申請者は相談支援事業所にサービス等利用計画の作成を依頼する。 4 相談支援事業所は就労移行支援事業所と連携を取って利用者の職業能力等を評価するための就労面のアセスメントが可能かどうか調整し、アセスメントのためのサービス等利用計画案を大分市に提出する。 5 サービス等利用計画案に基づき、大分市がアセスメントのための就労移行支援の利用を決定する。 6 利用者・相談支援事業所・就労移行支援事業所などで担当者会議を実施し、相談支援事業所が申請者にサービス等利用計画を交付する。 7 就労移行支援事業所による就労面のアセスメントを実施する。(申請者は就労面のアセスメントを受ける) 8 就労移行支援事業所はアセスメントの結果を結果シートに取りまとめ、申請者に説明するとともに、結果シートを大分市と相談支援事業所に提出する。 9 相談支援事業所は就労面のアセスメントや通常の調査(障害の状況や家庭状況、利用者の意向等)を勘案した上で、最適なサービス種別を申請者に提案する。 10 ⑨の結果を基に、就労継続支援B型の利用申請をする。

アセスメントの実施

アセスメントの結果を基に最適なサービスを検討

(補足資料) 卒業後のサービスの利用手順

利用手順 A (卒業後の利用サービス全般の利用手順)



利用手順 B (就労継続支援B型利用のためのアセスメントの利用手順)

